

2020年（令和2年）7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）6月22日付けで諮問（第1023号）された、墓園事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

大庭台墓園は、市民が永眠する神聖な場所として、総面積37.8ヘクタール、墓所総区画数26,367の墓所が、1970年（昭和45年）に供用を開始した。平面墓地は、1994年（平成6年）に貸付けを終了するまでの間、広大な美しく明るい墓園として、利用者に親しまれてきた。1995年（平成7年）には、新形式墓地として、鉄筋コンクリート造、地上1階、地下2階の立体墓地が整備され、藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問（答申第607号及び第862号）を経て、11台の防犯カメラを設置し、

墓参者の安全確保を図っている。

大庭台墓園は、都市公園であり、常に出入りが可能である。自動車用入口を開門している時間（午前8時30分から午後5時まで。時期により時間帯が変わる場合がある。）は、巡回により窃盗、器物損壊及び放火等の犯罪抑止並びに墓参者の安全確保を図り、墓所使用者の祭祀財産を守るよう努めているが、すべてに行き届いた管理は困難である。また、自動車用入口を閉門している時間は、園内管理をしていないこともあり、花立てが多数盗まれてしまう被害が2016年（平成28年）に143件、2019年（令和元年）に245件確認されており、多くの使用者から管理強化の要望を受けている。

以上のことから、園内での被害を増大させない犯罪抑止及び巡視だけでは行き届かないところの見守りの観点から、新たに防犯カメラを各入口に4台設置することに伴い、条例第10条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止すること並びに墓参者の安全確保を図るために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報  
防犯カメラ画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知は省略するものである。

なお、防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラ画像データの保存の際の電磁的媒体のハードディスクは、その蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しが容易であることから、防犯カメラ画像データの保存については、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報  
防犯カメラ画像データ

ウ 設置を予定する防犯カメラの概要

(ア) 設置場所と設置台数

北入口に1台、南入口に1台、中央入口に2台

(イ) 取付け方法

専用ポールに防犯カメラを金具で固定する。

(ウ) システム構成

a 北入口及び南入口

レコーダー一体型防犯カメラ（無線LANによるデータダウンロード機能付き）

b 中央入口

同軸ケーブル供給型防犯カメラ

撮影した画像は防犯カメラ本体及び執務室内のレコーダーに記録し、保管する。

エ 安全対策及び日常的な処理体制

(ア) 取付け時の安全対策

風雨による影響及び地震による落下防止並びに盗難防止のため、強固な金具で固定する。北入口及び南入口の防犯カメラについては、本体が分解され、個人情報と保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。中央入口の画像データについては、斎場事務所に録画機器を配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。

(イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作することができる職員を限定することのほか、パスワードの設定をし、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど、適切な管理に努める。また、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- a 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- b 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。
- c 録画データは、暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。

(ウ) 無線LANのセキュリティ仕様

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。なお、これらの機能は、総務省が推奨する無線LANの安全対策に含まれるものである。

- a データ通信時の暗号化は、安全性の高い方法を用いていること。
- b SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
- c MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定すること。
- d アクセス用のパスワードや無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策を講じる。

- (5) 実施時期  
2020年（令和2年）8月実施予定
- (6) 添付書類
  - ア 大庭台墓園案内図及び設置イメージ図
  - イ 防犯カメラ仕様書
  - ウ 録画機器仕様書
  - エ 藤沢市大庭台墓園入口防犯カメラ運用基準（案）
  - オ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラ画像データ収集の目的は、不審者の侵入による窃盗、器物損壊及び放火などの犯罪を防止すること並びに墓参者の安全確保を図るために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人を照合によって特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に係る本人通知は省略するものである。なお、防犯カメラ撮影区域にはカメラを設置している旨の表示をし、周知を図る。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### (3) コンピュータ処理について

##### ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

防犯カメラ画像データの保存の際の電磁的媒体のハードディスクは、その蓄積容量も多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しが容易であることから、防犯カメラ画像データの保存については、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認

められる。

#### イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

##### (ア) 取付け時の安全対策

風雨による影響及び地震による落下防止並びに盗難防止のため、強固な金具で固定する。北入口及び南入口の防犯カメラについては、本体が分解され、個人情報や保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠できる機種とする。中央入口の画像データについては、斎場事務所内に録画機器を配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。

##### (イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作することができる職員を限定することのほか、パスワードの設定をし、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底するなど、適切な管理に努める。また、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- a 不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- b 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。
- c 録画データは、暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出しても読み取りできない機能を有すること。

##### (ウ) 無線LANのセキュリティ仕様

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。なお、これらの機能は、総務省が推奨する無線LANの安全対策に含まれるものである。

- a データ通信時の暗号化は、安全性の高い方法を用いていること。
- b SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。
- c MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定すること。
- d アクセス用のパスワードや無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更するなどの対策を講じる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上